

平成30年度

定期監査(前期)報告書

長野市監査委員

30監査第90号
平成30年9月5日

長野市長
加藤久雄様

長野市監査委員	鈴木栄一
同	小澤輝彦
同	三井経光
同	池田清

定期監査（前期）の結果報告について

地方自治法第199条第1項、2項及び第4項に規定する、平成30年度定期監査（前期）の結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

第1 監査の範囲

平成29年度及び30年度における財務に関する事務及びその他の事務

第2 監査の対象及び期間

監査の対象及び期間は、次表のとおりである。

対 象	期 間
地域・市民生活部 若穂支所 七二会支所 古里支所 柳原支所 朝陽支所 長沼支所 大岡支所 吉田支所 中条支所 こども未来部 長沼保育園 綿内保育園 七二会保育園 なかじょう保育園 教育委員会 中部公民館 柳原公民館 朝陽公民館 中条公民館 東部文化ホール 山王小学校 吉田小学校 松ヶ丘小学校 川田小学校 大岡小学校 中条小学校 七二会中学校 大岡中学校 中条中学校 長野中学校	平成30年4月9日から 8月29日まで

第3 監査の方法

監査に当たっては、財務に関する事務の執行等が関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、あらかじめ抽出した関連資料に基づき書類監査を実施するとともに、関係職員から説明聴取を行った。

また、実地監査に当たっては、現金の取扱い及び備品の管理状況について、次の各事項に着目し監査を実施した。

1 現金の取扱いについて

- (1) 現金の受領から金融機関へ入金までの手続きは適正か。
- (2) 複数人による確認を行っているか。
- (3) 作成すべき書類に誤りはないか。
- (4) 金融機関への払い込みは遅滞なく行われているか。
- (5) 調定の時期及び手続きは適正か。

2 備品の管理状況について

- (1) 備品台帳は、取得、処分、所管換え等の異動について正確に記録されているか。
- (2) 備品の現物は確認できるか。所在は、台帳と一致しているか。管理の状況は良好か。

第4 監査の結果

財務に関する事務等については、おおむね適正に執行されていたが、一部に改善を要する事例が見受けられた。

軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略した。

改善を要する事例については、次のとおりである。

1 重点項目

(1) 収納料金の払込みを適正に行うべきもの

成人学校の受講料について、収納した現金を数日分まとめて金融機関等へ払込みを行っていた事例があった。また、公民館使用料について、現金を収納した日から数日後に金融機関等へ払込みを行っていた事例があった。

長野市財務規則では、収納した現金は速やかに指定金融機関等へ払込まなければならないこととされている。

規則に基づき、適正な収納事務を徹底し、現金の紛失・盗難等の事故防止を図られたい。

(2) 調定事務を適時に行うべきもの

ア 公民館の目的外使用料について、歳入調定の手続き及び納付書の発行が使用日より後になっていた事例があった。

長野市立公民館条例では、使用料は前納しなければならないこととされている。

条例に基づき、適正な調定事務等を行われたい。

【朝陽公民館】

イ 地元団体等が使用したコピー機の使用料について、使用した日から数か月または半年以上経過した後に使用料が支払われていた事例が散見された。

会計事務の手引きでは、コピー機の使用料について1か月ごとに調定することとされている。やむを得ない事情により使用料の支払いが後日となる場合は、使用の際に歳入調定を行い、少なくとも使用した日から1か月以内の納付期限とする納付書を納入義務者に発行し、調定漏れや徴収漏れの防止を図られたい。

【大岡支所】

(3) 規則等に基づいた補助金交付事務を行うべきもの

長野市支所発地域力向上支援金交付要綱で、実績報告書に添付することとされている事業の実施状況を写した写真が添付されていない事例があった。

要綱に基づき、適正な事務処理をされたい。

【長沼支所】

2 収入事務

徴収事務を適正に行うべきもの

中条会館の暖房料については、長野市中条会館の設置及び管理に関する条例に基づき、市長が別に定めた算出方法によって暖房料を徴収するものとされているが、算出方法を誤って徴収していた事例があった。

条例に基づき、適正な金額で徴収されたい。

【中条支所】

3 支出事務

郵便切手の管理を適切に行うべきもの

郵便切手について、保管枚数と受払簿が一致していないものが見受けられた。

郵便切手は金券であるので、適切な管理を徹底されたい。

【七二会支所】

4 契約事務

物品購入契約を適切に行うべきもの

物品の購入について、同日に同一の事業者から分割して購入していた事例があった。

物品の購入に当たっては、まとめて発注するなど計画的な購入に努め、分割発注による1事業者からの見積書徴取による随意契約を避け、複数の事業者から見積書を徴取し、競争原理を働かせることによって経費の削減を図るよう契約事務を適切に行われたい。

【朝陽支所】

5 財産管理事務

行政財産使用許可事務を適正に行うべきもの

中条会館の事務室使用料について、管財課で示している行政財産使用料計算書に基づいて算出されておらず、本来徴収すべき使用料より低額な使用料としていた。

本件は、合併前に徴収していた使用料の大幅な増額を避けるための措置であったが、使用

料を減免するに当たっては、使用者から提出された減免申請に基づき、内容等を精査・検討した上で減免の可否及び減免割合等を決定するべきである。

公平性を確保するためにも、行政財産使用許可事務について適正に行われたい。

また、中条会館の使用許可申請書の提出が遅れていた事例があった。

中条会館の設置及び管理に関する条例施行規則によると、使用許可の申請は使用する日の10日前までに提出しなければならないとされている。

条例等に基づき、適正な事務処理を徹底されたい。

【中条支所】

6 その他の事務

(1) 各種団体の出納事務を適正に行うべきもの

ア 物品購入等の支出について、職員による立替払があった。

適正な事務処理を徹底されたい。

【七二会支所】

イ 会計事務を取り扱っている団体等について、各団体等の預金通帳の管理者と通帳印の管理者が同一人により管理されていた。

また、保管場所についても預金通帳と通帳印が同じ場所に保管されていた。

預金通帳と通帳印は、管理者及び保管場所を分け、鍵のかかる場所で保管するとともに預金の引出しの際には複数人による確認が行われるよう徹底されたい。

【若穂支所】

第5 市営林保育事業に対する監査（報告）

平成19年度から26年度にかけて、長野県が実施している造林事業等で発生した大北森林組合の補助金不適正受給事案を受け、本市で実施している市営林保育事業から事業を抽出し、平成29年度及び平成30年度において書類監査及び実地監査を実施した。

監査対象事業の概要については、次表のとおりである。

事業名	平成28年度権田山市営林間伐業務委託
実施場所 事業対象面積	信更町田野口 5.79 ha（搬出間伐1.61ha、切捨間伐4.18ha）

事業実施理由	間伐の実施によって、森林の適切な立木密度を維持し、立木の健全な育成と森林の公益機能の発揮を期待する。また、木材の搬出によって木材販売による収入の確保、資源の有効利用及び木材産業の活性化を図る。			
受託事業者	長野森林組合			
単価契約金額 事業精算金額	業務内容	契約単価	実施数量	金額
	搬出材積	10,700円/m ³	313m ³	3,349,100円
	切捨て間伐	188,962円/ha	4.18ha	789,861円
	作業道開設 (斜度15～25度)	1,605円/m	39m	62,595円
	作業道開設 (斜度25度～)	2,033円/m	565m	1,148,645円
	小 計			5,350,201円
	消費税（8%）			428,016円
	合 計			5,778,217円
補助内訳	国 費 (森林環境保全整備事業)	1,760,100円	補助率 ※標準経費の51%	
	県 費 (信州の森林づくり事業)	656,300円	補助率 ※標準経費の19%	

※標準経費は事業内容から県で設定

1 書類監査

次の各事項に着目し監査を実施した。

- (1) 委託契約書の内容に基づき、委託料の支出及び精算報告等が適正に行われているか。
- (2) 委託業務の履行確認は適正に行われているか、履行期限は遵守されているか。
- (3) 間伐による出材搬出量と市場等の取扱関係書類等における材積量は合致しているか。

2 実地監査

次の各事項に着目し監査を実施した。（実地監査日：平成30年5月30日）

- (1) 業務実施全区域において間伐率が30%となっているか。
- (2) 森林作業道は、業務委託仕様書のとおり開設されているか。
- (3) 搬出効率だけを追求した不必要で広大な間伐跡はないか。
- (4) 間伐木の搬出時において、重機等による育成木への損傷はないか。

3 監査結果

(1) 書類監査

委託契約書に基づいて業務が履行され、期限も遵守されていた。また、委託料の支出、精算報告等に関する書類についても適正に整備されていた。

また、対象事業区域内からの間伐による出材搬出量と、市場等で発行した取扱集計表における材積量が合致していることを確認した。

(2) 実地監査

間伐率の測定を業務実施区域内から任意に選定した3地点で行った。測定方法は、半径4mの円状範囲内（約50㎡）において、残存木と間伐木の本数を確認し間伐率を求めた。

育成木の密集度、地形及び傾斜等の要因により、各選定地点の間伐率に差異はあったものの、3地点の平均は32%で目標の間伐率が達成されていた。

森林作業道は、業務仕様書で開設要件を幅員2.5m、路肩0.5m程度と規定している。全長約600mのうち、作業道入口地点、中間地点及び最終地点の3地点で測定した結果、全地点で路肩を含め3m以上の幅員が確保されていた。

間伐及び木材搬出状況について、搬出間伐範囲を貫く森林作業道から育成木を確認した結果、必要以上の広大な間伐箇所や搬出に伴う育成木への損傷等は無かった。

以上の点から、当事業は業務仕様書のとおり実施されており、適切な立木密度の実現によって良好な森林環境が維持されていることから、市営林保育事業の目的である「森林資源の確保と森林財産の造成及び良好な森林環境の維持」が達成されていることが認められた。



